

第 35 回上越市景観審議会 次第

日時：平成 30 年 11 月 7 日（水）

午前 10 時 ～

会場：上越市役所 4 階 402, 403 会議室

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 部長あいさつ
4. 会長及び副会長の選出
5. 会長及び副会長あいさつ
6. 報告事項
 - (1) これまでの景観施策の取組み
 - (2) 平成 30 年度事業の中間報告
7. 意見交換
 - (1) 今後の景観づくりの推進について
 - (2) 景観審議会委員への景観事業の情報提供方法について
8. 閉会

これまでの景観施策の取組み

資料No.1

年度	景観施策の経過	誘導施策		意識啓発			活動支援
		届出制度	景観 アドバイザー 制度	景観デザイン賞	景観情報誌	景観セミナー	景観づくり 活動支援
H6	・景観シンポジウム実施(H6～8)						
H7				●			
H8				●			
H9				●			
H10	・景観形成活動支援(H10～15、寺町、大学前)			●	1号		
H11	・景観フォーラム実施			●	2号		
H12	・「上越市景観条例」施行 ・「上越市景観審議会」開催(H12～)			●	3号	職員・事業者向け	
H13	・景観フォーラム実施 ・「上越市景観形成基本計画」策定			●		職員・事業者向け	
H14	・「上越市環境色彩ガイドライン」による誘導開始			●	4号	職員・事業者向け	
H15	・届出制度開始 ・景観アドバイザー制度開始	●	●		5号	市民向け	
H16	・「景観法」施行	●	●		6号	市民向け	
H17	・市町村合併 ・安塚区景観形成地区指定	●	●	●		市民向け	
H18		●	●		7号	市民向け	
H19	・「景観行政団体」に移行 ・「景観計画」策定開始(H19～H21)	●	●			職員・事業者向け	
H20		●	●		8号	職員・事業者向け	
H21	・「景観計画」策定 ・安塚区景観形成地区を継承し、安塚区全域を「景観づくり重点区域」に指定 ・「上越市景観条例」改正	●	●			市民向け	
H22	・「上越市景観条例施行規則」改正 ・「改正景観条例」施行＝景観法に基づく届出制度開始	●	●		9号	市民向け	
H23	・「景観資産」特定作業開始	●	●		10号	市民向け 職員・事業者向け	
H24	・景観資産「豊かな自然」分野10件を特定	●	●		11号	市民向け	
H25		●	●		12号	市民向け 職員・事業者向け	
H26		●	●		13号	市民向け 職員・事業者向け	
H27	・「景観づくり推進組織」指定基準整理	●	●		14号	市民向け 職員・事業者向け	
H28	・「南本町三丁目景観まちづくり事業」を開始 ・「南本町三丁目景観形成計画の方針(案)」を作成	●	●		15号	職員・事業者向け	南本町三丁目
H29	・「南本町三丁目景観色彩ガイドライン(案)」を作成	●	●		16号	市民向け 職員・事業者向け	南本町三丁目
H30		●	●		(17号)	(市民向け) (職員・事業者向け)	南本町三丁目

平成30年度事業の中間報告

■誘導施策

1. 届出制度

年度	地域	件数	内訳						
			商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	無線鉄塔	その他
H28	上越市全域	87	13	4	10	7	9	25	19
	景観づくり重点区域 =安塚区全域（内数）	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)
H29	上越市全域	111	11	3	2	19	18	31	27
	景観づくり重点区域 =安塚区全域（内数）	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)
H30	上越市全域	76	7	3	3	16	12	23	12
	景観づくり重点区域 =安塚区全域（内数）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)

(平成30年度は10月26日までの件数)

2. 景観アドバイザー制度

色 彩：吉田慎悟 氏

照 明：稲葉 裕 氏

デザイン：島津勝弘 氏

年度	アドバイス 件数	アドバイスの区分			施設内訳					
		色彩	照明	デザイン	商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	その他
H28	72	55	10	12	6	12	1	0	1	46
H29	69	54	18	12	2	5	4	0	2	56
H30	30	21	5	4	2	1	4	6	5	11

(平成30年度は10月16日までの件数)

※1 案件に複数アドバイスをを行う場合があるため、件数と区分合計は一致しない。メール等でのアドバイス件数を含む

■意識啓発

1. 景観情報誌（検討中、詳細は未確定）

目的：市民に対して、景観づくりにつながる様々な団体や活動を紹介する。

発行部数：77,000部（予定）

配布先：全戸、各区総合事務所、出先機関等

発行時期：平成31年2月頃（予定）

2. 市民対象景観セミナー（検討中、詳細は未確定）

目的：高田小町、旧今井染物屋、高田世界館周辺の住民が「地域の宝物」について発見や再確認をし、それを次世代につないでいくための景観づくりについて考えるきっかけをつくる。

対象：対象地区の地元住民

実施時期：平成31年3月頃（予定）

3. 事業者対象景観セミナー（検討中、詳細は未確定）

目的：都市景観を構成する大きな要因のひとつである屋外広告物について、ルール作りの必要性などを考える。

対象：屋外広告物関係事業者

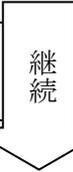
■景観づくり活動支援

「南本町三丁目景観まちづくり」について

1. 目的

景観計画の目標である「美しいまち上越」実現と地域の特性を活かした景観づくりを進めるため、市主催の啓発活動に加えて、市民による活動の「実践」に繋げることを目指す「市民による主体的な景観づくり」を支援する。

2. 支援、活動計画

年度	行政の支援	地域主体の活動	ルールづくり
27	<ul style="list-style-type: none"> ・景観アドバイザーとの意見交換 ・地域住民へのアンケート 		
28	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成課題整理 ・景観まちづくり懇談会の開催 ・景観形成計画や景観まちづくりに向けた方針案の作成 		
29	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩ガイドライン案の作成 ・景観まちづくり活動実施計画案の作成 ・景観まちづくり活動コーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり活動 (のれん、フリーペーパー等) 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり活動コーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画に基づく景観まちづくり活動 (ワークショップを通じた修景活動、のれん、フリーペーパー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観づくり重点区域の指定や景観色彩ガイドラインの運用を検討
31	 継続	 継続	 継続
32			<ul style="list-style-type: none"> ・景観色彩ガイドラインの運用 ・景観づくり重点区域の指定の検討

意見交換について

(1) 今後の景観づくりの推進について

(現状)

- ・現在、南本町三丁目において地域のルール作りなども含め、地域住民が主体となった持続性のある景観づくり活動に支援を行っている。

(今後の取組みについての考え)

- ・市としては、南本町三丁目以外の地域においても景観づくりを支援していきたいと考えている。
- ・こうした中で、次に取り上げる地域としては、住民意識の高まりつつある高田世界館、高田小町、旧今井染物屋の近辺が適当と考える。
- ・今年度は当該地域の住民を対象にした景観セミナーを開催し、地域の住民や活動団体が主体となる景観づくりにつなげていきたい。

(委員の皆さまからいただきたい意見)

- ①大町5、本町6、7、仲町6付近で景観づくりについて、市民が参加しやすい活動、景観づくり重点区域化、景観重要建造物指定などについてご意見をいただきたい。
- ②今後、市が支援していくことが適当と考えられる景観づくりを行っている地域について、ご意見をいただきたい。

(2) 景観審議会委員への景観事業に関する情報提供について

(現状)

- ・市の取組みについては審議会の中で報告している。
- ・景観セミナーの開催時などには、委員の皆さまに書面で情報提供を行ってきた。
- ・南本町三丁目の景観づくりに関しては、ワークショップなども開催しているが、情報提供は行ってこなかった。

(今後の取組みについての考え)

- ・市が関わっている景観事業については、委員の方に電子メールなど簡易な形で適宜情報提供を行いたいと考えている。

(委員の皆さまからいただきたい意見)

- ・委員として適宜情報提供は必要か。また、望ましい方法は何か。